

審 査 基 準

令和2年4月1日作成

| |
|--|
| 法 令 名 : 古物営業法 |
| 根 拠 条 項 : 第7条第5項 |
| 処 分 の 概 要 : 許可証の書換え |
| 原権者 (委任先) : 山口県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">古物営業法施行規則第5条第9項、第10項において準用する第4条第2項(許可証の書換えの申請) |
| 審 査 基 準 : |
| 標 準 処 理 期 間 : 14日 |
| 申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係) |
| 問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係) |
| 備 考 : |